

税務手続の電子化：取組の全体像・スケジュールを踏まえた制度的対応状況

政府税調
資料を改訂

- 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、平成30年度税制改正では、「大法人の電子申告義務化」「年末調整手続の一層の電子化」等を措置したところ。
- 平成31年度税制改正では、「マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略」「電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の申請手続の簡素化」等を措置することとした。

個人 (所得税 関係)

◎スマホ申告の実現 (H31.1～段階的に対象範囲拡大)

◎ID・PWのみ(またはマイナンバーカードのみ)で
e-Tax利用可能(H31.1～)

◎医療費控除の申告における医療費通知データの活用
(H30.1～段階的実施)

◎**年末調整が基本的にオンラインで完結する仕組みの整備**
(被用者：PC・スマホ等での手続の実現、
雇用者：書面確認・保管の負担軽減)

H30改正：年末調整手続の一層の電子化(H32年分～)

☆技術の進展や政府方針等を踏まえた
e-Taxの認証手続の一層の利便性向上

☆マイナポータル等で確定申告・年末調整に
必要な情報を一元的に確認し
活用する仕組みの整備 (将来的課題)

☆マイナポータル等を通じたカスタマイズ型情報配信

☆マイナポータルによる税、年金等の手続の
オンライン・ワンストップ化

法人 (法人税 関係)

◎**電子申告の普及促進** (大法人：e-Tax義務化、
中小法人：e-Tax利用率85%以上・将来的に義務化)

H30改正：大法人の電子申告(e-Tax)義務化(H32年度～)

◎国税・地方税の法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化 (H31年度)

H31改正：マイナポータルを利用した法人設立
届出書等の提出に係る電子署名等の省略(H31年
度～)

☆**社会保険・登記を含む全法人設立関係手続の
オンライン・ワンストップ化**

個人・ 法人 共通

◎☆行政機関間のデータ連携拡大(情報提出の重複削減(ワンスオンリー化))

◎**電子帳簿の普及促進(文書保存の負担軽減)**

H31改正：電子帳簿保存及びスキャナ保存制度の申請手続の簡素化等(H31年度～)

◎納付のキャッシュレス化推進(現金納付の手続負担軽減)

H30改正：法定調書の一層の電子化(光ディスク等での提出義務基準の引下げ)
：ダイレクト納付(電子納税)の利便性向上(予納の範囲拡充)
：処分通知等の一層の電子化(電子交付による通知等の範囲拡充)

H31改正：相続時精算課税の贈与税申告手続等における住民票の写し等の
添付不要化